会 議 録

会	議の名	称	政策調整会議
開	催日	時	午前8時52分から 令和3年7月12日(月) 午前10時54分まで
開	催場	所	朝霞市役所 別館 2 階 全員協議会室
出	席	者	宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監、望月会計管理者、田中上下水道部次長、村山議会事務局長、金子学校教育部長、神頭生涯学習部長、太田監査委員事務局長(担当課) 玄順財政課長、榎本同課長補佐、小島同課財政係長(事務局) 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、松尾同課政策企画係長、佐賀同課同係主査、大久保同課同係主事
会	議 内	容	 朝霞市職員定員管理方針(案) 令和4年4月行政組織機構改革(案) 令和4年度予算編成について
会	議資	料	【資料1】朝霞市職員定員管理方針(案) 【資料2】令和4年4月 行政組織機構改革(案)について 【資料3】令和4年4月 行政組織機構改革(案)比較表 【資料4】新しい予算編成方法(総額枠配分予算方式)の導入について 【資料4-1】総額枠配分予算のイメージ図 【資料4-2】一般財源で考えるとは 【資料4-3】枠配分予算から除外する科目 【資料4-4】特定財源及び一般財源の比率(R3) 【資料4-5】令和4年度予算 実施計画用予算要求要領 【資料4-6】枠配分予算配分一覧表 【資料4-7】今後のスケジュール 【資料4-8】令和4年度当初予算枠配分額

				□電磁的記録から文書に書き起こした全文記録
				□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録
_	=¥	/ =	•	■要点記録
会	議	録	の	□電磁的記録での保管(保存年限年)
<i>l/</i> c:	-1-	方	針	電磁的記録から文書に書き起こした □会議録の確認後消去
作	成			場合の当該電磁的記録の保存期間 □会議録の確認後 か月
				会議録の確認方法
				出席者の確認及び事務局の決裁
そ	\mathcal{O}	他	0)	
必	要	事	項	

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

【議題】

1 朝霞市職員定員管理方針(案)

【説明】

(事務局:平間政策企画課長補佐)

資料1は今後4年間の職員の定員管理に関する方針を定めたものである。

今回の定員管理方針の構成は、冒頭部分に「はじめに」として、この方針策定の趣旨を 説明し、前半部分を「第1章 職員定員管理の現況」として、これまでの計画・方針の策 定状況や職員体制の現状のデータなどを掲載している。後半部分を「第2章 新たな職員 定員管理方針」として、今後の本市の職員定員管理の方針の内容を定めている。

主な内容について説明する。

2ページの「1 近年の職員定員管理方針」は、定員管理に関する計画・方針を策定し、 定員管理を行ってきたこれまでの経過を載せている。

平成18年2月に策定した計画では、5年間で35人を削減し、平成22年の職員数を720人以内としたところ、主体的な行政サービスの充実を目指すため、平成21年10月に計画の改訂を行い、削減の下げ幅を小さくし、733人以内とした経緯がある。

その後、平成25年8月に策定した定員適正化方針では、平成25年の職員数を基準として、増減5%以内を目安とする目標を掲げ、平成29年4月1日の職員数は762人となり、目標を達成している。

平成29年7月に策定した定員管理方針では、平成29年4月の職員数から保育士の職員数を除いた632人を基準として、令和3年4月1日までの上限をプラス20人とする目標とし、648人と目標の範囲内に収まった。

4ページの「2 職員体制の現状」「2-1 職員数の現状」は、グラフによりこれまでの職員数の推移を表している。

本市では平成13年4月の職員数775人をピークに、定員適正化計画のもと、可能な削減を行い、平成21年度から平成23年度の3年間において近年で最も少ない職員数の733人となった。その後の定員適正化方針においては、所管している業務量及び内容に応じた適正な職員配置を基本としながら、福祉部門における行政需要の増大、住宅総合政策やシティ・プロモーションに係る取組、オリンピック・パラリンピック競技大会の会場市としての支援などに適切に対処するため、必要最小限の人員を増員し、令和3年4月現在の職員数は781人となっている。この職員数は方針の数値目標範囲内の人数となっている。

5ページの「2-2 職員1人が受け持つ市民の数」は、経年で職員1人が受け持つ市民の数を比較している。

グラフでは本市の人口が微増しているなか、職員1人が受け持つ市民の数も増加しており、令和3年度で182.3人となっている。

下の表では県内団体との比較になるが、令和2年度で朝霞市の職員1人当たりの人口は、182.3人で県内6番目に多い状況である。順位の上位の団体を見ると、近隣3市も同

様の状況にあると言える。

6ページの参考データとして、「将来人口の推計」を記載している。本市の人口増加傾向は令和7年に至っても続いていくものと推計していて、人口が増加するなか、さきほどの職員1人が受け持つ市民の数を令和3年度の182.3人の数字を維持するとした場合、職員数を増やしていく必要があることを表している。

7ページの「2-3 部門別職員数」は表にもあるように、令和2年度と平成27年度の比較では5年間で一般行政部門は43人増、特別行政部門は教育で6人の減、公営企業特別会計などでは1人増となっている。

内訳を見ると福祉関係の民生部門が23人の増となり、予算に関して扶助費の比重が増大していることに伴い、職員配置に変化が生じていることがわかる。また、教育部門の減員は給食調理業務委託による影響である。

8ページの「2-4 職員の年齢構成」はグラフにもあるように、20代から40代の職員層が厚くなっているが40代前半の年齢層については、国の集中改革プランを受け、職員数の抑制を進めたことが影響し、相対的には少ない状況となっている。

10ページの「2-6 再任用職員」は表のとおり、再任用職員の職員数は短時間勤務よりもフルタイム勤務が増えていて今後も同じ傾向が続くものと見込んでいる。今後も人事の新陳代謝を図りつつ、再任用職員の能力を十分に活用できるよう運用していく必要がある。

11ページの「2-7 会計年度任用職員」は、令和2年度より制度が会計年度任用職員制度に移行し、令和3年1月末現在、市全体で1,026人となっている。勤務形態は短期間、短時間の任用から通年のフルタイム勤務など様々である。

12ページの職種別の人数は事務補助員が最も多く325人、保育士が219人いるほか、給食調理員が71人いる。

13ページの「3 人件費」の表は決算ベースで歳出総額に占める人件費の決算額と構成比について記載したもので、人件費は平成17年度に比べて、令和元年度では決算額は約14億円の増額となった一方、構成比は0.8ポイント減少している。

理由としては、本市では平成26年度から一般職非常勤職員制度を導入し、これまで臨時的任用職員であった多くの者が一般職非常勤職員に切り替わり、物件費であった臨時的任用職員の賃金が一般職非常勤職員では報酬となり、人件費として計上されたことによる。

18ページの「第2章 新たな職員定員管理方針」は、この章では基本的な考え方、対象職員や方針期間、方針期間内に見込まれる主な事業等、次のページで本方針の数値目標、そして職員定員管理のための取組について記載している。

18ページの上段の「1 基本的な考え方」は人件費の増大を最小限に抑えつつ、安定した行政サービスを提供するために適正な職員配置に取り組む旨を記載している。

また、期間内に定員管理に影響がある事業等については、柔軟に対応することを記載している。

その下の「2 対象職員」は、本方針の数値目標の職員数については、一般職に属する 常勤の職員とし、会計年度任用職員などは除くこととしている。

「3 方針期間」だが令和3年4月1日を基準として令和7年4月1日までの4年間と

している。

19ページの「4 方針期間内に見込まれる主な事業等」は、定員管理に影響のある事業として、①福祉部門の行政需要への対応、②行政事務のデジタル化の推進、③議論されているこども庁や、35人学級への対応、④公共施設等の維持管理への対応、⑤新型コロナウィルスなどへの対応、⑥国家公務員の定年引上げに対する影響の検討の6つを挙げている。

20ページの「5 職員定員管理の方針」、「5-1 数値目標」は、令和3年4月1日現在の職員数781人から保育士の職員数133人及びオリンピック・パラリンピック関連職員9人を除いた639人を基準とし、今後4年間、社会情勢などに合わせて、保育士及び一時的な増員を除いた職員数の上限を669人とすることとしている。

保育士と一時的な増員を別枠にしたことについては、保育士は、保育需要に迅速に対応 する必要があるほか、一時的に発生する事務に迅速かつ柔軟に対応することが求められる ため、これらの職員数を除いた数値目標を設定している。

なお、上限を現在の639人からプラス30人の669人とすることについての影響は、職員1人が受け持つ市民の数では、方針の期間内では人口は増え続けるなかで令和2年度の182.3人に対して、令和7年度では、182.9人となる。

21ページの「5-2 職員定員管理のための取組」は本方針を策定し、職員の適正な配置に努めるなかで数値目標を定めるだけでなく、定員管理の取組みとして行政運営体制の見直し、事務事業の見直し、行政サービスのオープン化の推進、DXの推進、多様な任用形態の活用、職員資質の向上、職員が働きやすい職場環境づくり、の5点を挙げている。

【意見等】

(三田福祉部長)

2ページの定員適正化方針の説明文の中で、目標を達成したのに「目標を掲げましたが」 と逆説になっており、文章が成り立たないのではないか。

4ページの職員数の推移のグラフについてだが、職員数がこのグラフだけ787人となっており、他は778人となっているがどちらが間違えているのか。

9ページの専門職等職員の職員数について、最近だと社会福祉士を採用し配置している ので入れた方がアピールにもつながると思うが。

19ページの方針期間内に見込まれる主な事業等について、福祉部門に関する需要の説明文についてだが高齢者のみでなく、障害者や生活困窮者の方に関しても取り上げてほしい。

(事務局 佐賀主査)

4ページの職員数の推移については、職員実数でなく職員の定数を入れているため、訂正する。

(事務局 関口次長)

2ページの文章については、修正する。

9ページの専門職等職員については職員課と検討をしたが、入れるように検討する。

(須田総務部長)

朝霞市では司書と学芸員は有資格者として把握はしているが専門職として採用していないので、削ってほしい。

(事務局 関口次長)

司書と学芸員については県の定員管理調査に基づいて、また総合計画上に配置を記載しているため入れている。

(須田総務部長)

市としては専門職として採用していないので削った方が良いと思う。

(宮村市長公室長)

専門職として採用はしていないが、司書や学芸員は基準が法律で決められているので記載する必要があるのではないか。

(須田総務部長)

職として採用している保健師や栄養士とは違うという認識である。

(笠間都市建設部長)

都市建設部でも、職としては雇い入れていないが建築技師がいるように努めている状況である。そういう意味では司書や学芸員と同様載せても良いと思う。

(三田福祉部長)

有資格者としたら、もっと数はいると思う。どこに着目するのか、有資格者を書くのか、 職としてとらえるのかどちらかに統一しなくてはならない。

(宮村市長公室長)

有資格者と考えると他にも資格持っている人もいるので全庁を捉えきれない。 どこかで線を引く必要がある。

(事務局 関口次長)

司書と学芸員は総合計画に載っているため、消すこともないのでは。

(須田総務部長)

少なくとも社会福祉士は専門職として採用しているので載せた方が良い。

司書・学芸員は有資格者という位置付けだが、定員管理の対象であるし、総合計画にも 記載されているからという理由があるのなら記載しても良いと思う。

(事務局 関口次長)

社会福祉士は、掲載するよう訂正する。

(宮村市長公室長)

社会福祉士は職として採用しているので載せるべきだと私も思う。

司書・学芸員以外は職として採用しているということで良いか。

(須田総務部長)

はい。調理員は給食調理員と書いてほしい。

(宮村市長公室長)

司書・学芸員について、どうするか考えてほしい。

(神頭生涯学習部長)

生涯学習部としても、計画の中で司書・学芸員は今後主張したいポイントとなっている ので可能であれば載せてほしい。

(宮村市長公室長)

では、いま載っているものに社会福祉士をプラスして掲載することとする。

(事務局 関口次長)

19ページの福祉部門に関する需要の説明文については、庁議までに訂正する。

(須田総務部長)

21ページのDXの推進について、一番の目的は市民サービスの向上の部分だと思うため、一文盛り込んでほしい。

(事務局 関口次長)

調整して追加する。

(須田総務部長)

定員管理方針の職員一人が受け持つ市民の数について、今後の定員管理方針に入れた方が良いのではないか。

(事務局 関口次長)

調整して追加を検討する。

(宮村市長公室長)

6ページの類似団体についてだが、深谷市の人口は朝霞市と同じくらいだが職員数があまりにも違う。何か消防等の特別な要素はないのか。

(事務局 関口次長)

合併ということもあるが、データとしてはないため今後調べる。

(宮村市長公室長)

調べて明らかにすること。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 令和4年4月行政組織機構改革(案)

【説明】

(事務局:平間政策企画課長補佐)

資料 2 は機構改革についてである。

1ページでは「1 行政組織機構改革の目的」を記載している。現在の地方自治体を取り巻く環境が市民ニーズの多様化・高度化により大きく変化しており、自らの創意工夫による推進体制を確立し、市民満足度のより高い行政を目指して推進することが求められている。

そのため、新たな行政課題に的確に対応すること、効率的で財政負担に配慮することなどを目的とした組織体制の構築を図るため、機構改革を再編することを記載している。

「2 行政組織機構改革の概要」については、今回の機構改革の主な内容を挙げている。

1つめは、(1) オリンピック・パラリンピック室の廃止。

オリンピック・パラリンピックが令和3年度に終了することに伴い、廃止するもの。

2つめは、(2) デジタル推進課の新設。

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、効率化・住民の利便性向 上等を図るため、全庁的にデジタル化を推進する組織を整備するため、デジタル推進課を 新設し、デジタル推進係と財産管理課から移管した情報管理係を設置する。

3つめは、(3) 契約検査課の新設。

入札契約と検査は、連携して業務を行うことにより迅速に対応するため、契約検査課を 新設し、入札契約課の入札契約係と検査室の検査係を移管する。

4つめは、(4)保育課に子育て支援係の新設。

保育の無償化に関する事務などを効率よく処理し、効率を高めるため、保育課に子育て 支援係を新設し、事務分掌を再編した上で、保育総務係と保育係と併せて3係にする。

2ページの「3 職員定員管理方針の概要」は、資料1の「朝霞市職員定員管理方針(案)」の内容を抜粋したものである。

「4 関係条例の改正」は、(1) 部室設置条例については、令和3年12月定例市議会において改正条例案を提出し、令和4年4月の施行を予定している。

次に、(2) その他の関係例規については、令和4年3月定例市議会において改正条例案 を提出し、令和4年4月の施行を予定している。

次に、「5 今後のスケジュール」は、9月に全員協議会での説明により市議会に報告を行い、12月議会において、部室設置条例の議案を提出する。また、翌年の3月議会において関係例規の議案を提出し、条例改正・関係規則等の改正を経て、4月から機構改革を実施することとなる。

なお、資料3については、機構改革実施後の組織機構と現在の組織機構とを比較した資料となっている。こちらの資料の説明は割愛する。

【意見等】

(須田総務部長)

契約検査課の件ですが、入札も検査も業務が中立という部分が似ているので統合するのかと思ったが、検査室と連携して業務を行うことによって迅速に対応というのは想定してなかったので、この記述について検討してほしい。

(事務局 関口次長)

記述については検討していく。

(宮村市長公室長)

行政の効率化を図るためだと思うので、記述の見直しをすること。

(須田総務部長)

総務部に置くのはどうか。

(事務局 平間課長補佐)

県内市を調査したところ、8市で営繕担当と検査担当が同じ部にあり、近隣だと和光市と新座市が同じ部となっている。大きな工事であってもこれまで検査室が行ってきたので

契約検査課となっても引き続きできるものと考える。

(宮村市長公室長)

どこの部に所属するのかでなく、どんな検査をすることが問われる。

同じ部だから独立性に欠けるという訳ではないと思う。

(三田福祉部長)

機構改革の目的が定員管理の目的とほとんど同じものになっている。

朝霞市の実態に即した書き方にした方が良い。

(事務局 関口次長)

指摘の通りのため、市独自の文言を入れる。

(清水市民環境部長)

デジタル推進課の設置というのは、市民環境部にとってもありがたい話だと思っている。 マイナンバーカードや戸籍の附票の件など、今後専門の窓口ができることによって、住民 サービスの利便性の向上につながると考えている。

(須田総務部長)

事務分掌としては、基本的には情報管理係をベースにする業務ということで。

(事務局 関口次長)

詳細は今後詰めないといけない。来年度の新規拡充でデジタル関係の事業が多く出ていたのでそういったところをデジタル推進課でやっていただきたい。情報管理係が今現在のシステムの維持管理をする仕事とすれば、デジタル推進課は新しいものを作る時の中心となると考えている。

(宮村市長公室長)

全庁でDXを進めていく中心となる部署である。

(太田監査委員事務局長)

定員管理にも関係すると思うが、現在職員が増えており、仕事をする場所がないので市 役所の外に何かを移す等の議論も今後していく必要がある。

福祉相談課の課名について、前回の機構改革でまず、この名称で進め、課題が出てきたら変更をするとして決定した。その時には地域包括ケア推進係も移すという構想もあった。 (三田福祉部長)

福祉相談課は高齢者のワンストップ相談窓口という目的があり、名称が付いたため改めて見直そうという話になっている。今後全体の見直しの中で令和4年の初めには間に合わないが、こども・健康部とも話し合いは進めている。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 令和4年度予算編成について

【説明】

(担当課:玄順財政課長)

資料4の導入の経緯について説明する。本市の財政状況として、当初予算要求時の収支 ギャップは、年々増加しており、令和3年度は約43億3,000万円まで膨らんだ。このため 財政調整基金に頼らざるを得ない状況が毎年続いている。

財政調整基金の現在高は約16億円で、今後9月補正で約5億積立することとなるため、約21億円の現在高見込となるが、これまで通りの予算編成の方法で収支を合わせることに限界があり、その手法を変更するものとなる。

変更内容ですが、現在は各課に需用費と役務費で実施している枠配分予算の範囲を広げる。また、配分の単位を課から部ごとに変更し、部長のマネジメントで各課が、枠内での予算編成を行う方法とする。

枠配分のイメージとしては、資料4-1のとおり。現状では左の歳入予算に対し、真ん中の歳出予算のように各部が必要額を要求することで、多額の収支ギャップが発生しているが、歳入予算の範囲内で予算要求をしてもらうように変更する。つまり、今後は、右にあるように、各部に一般財源の範囲内で配分を行い、その範囲内で特定財源を合わせて予算要求を行ってもらうように変更する。

各部においては配分された一般財源と国庫補助金などの特定財源を合わせて予算の作成をしていただく。

多くの部署では、歳入予算として入ってくるお金と歳出予算として使うお金は別物として予算を作成していたと思うが、使うお金に対して一般財源である市の実際の負担が必要かという視点で予算を作成していただく。

なお、予算の作成は実施計画調書の作成時とし、人件費を除くすべての予算を財務会計 に入力していただく。その後、実際の予算要求時には、実施計画ヒアリング後の変更点及 び人件費の入力をしていただくようになる。

今までの予算要求では、歳入予算と歳出予算を要求するものだったが、一般財源での配分となる。

一般財源で考えることのイメージとしては、資料4-2のとおり。

同じ1億円の事業でも、①のように特定財源のない場合には枠配分額1億円をすべて使い切るが、②の場合では、国庫補助が1/2、県補助が1/4あれば、一般財源の使用は2,500万円で済み、残りの7,500万円は他の事業に使うことができる。

③の場合では、工事などの様に地方債が充てられる事業で、例えば充当率が75%であれば、同様に一般財源は2,500万円で済むが、地方債は借金なので後年度に利息をつけて返済が必要となり、公債費の返済は固定費のため後年度の一般財源の配分額は少なくなる。

配分については、例外があり資料4-3にある正規職員の人件費、法定の扶助費、公債費などの義務的経費と新規拡充事業費については枠配分の除外項目としたいと考えている。

この方法で分類した令和3年度当初予算については資料4-4のとおり。実際に枠配分を行う分は、色の部分の充当一般財源の部分である。

なお、この枠配分方法については、実施計画調書の作成時から枠配分を実施し、実施計画のヒアリングを行っていきたいと考えている。

次に、実際の枠配分額(案)についてだが、資料4-8のとおりである。

枠配分については、来年度の一般財源予算見込みを算出したいと考えているが、普通交付税額が例年なら既に国から通知されているが、国の都合で遅れているため、令和4年度の配分に関しては、令和3年度当初予算の一般財源から財政調整基金取り崩し額を控除した額を配分総額としている。そこから新規拡充分3億円及び除外項目を差し引いた金額を各部に配分している。また、下段にあるように特定財源の地方債を市民環境部、都市建設部にそれぞれ配分する。地方債の適用や充当率については財政課と調整をお願いする。

なお、配分額内に収めることが難しい場合について、政策企画課、財政課を通さず、部 長間での調整することを可能としている。

予算の入力については各部配分内で要求してもらうが、基本的なルールを資料4-5の 実施計画用予算要求要領にまとめている。この要領は共通認識として予算要求する際には 最低限守っていただくものとなっている。

部内のとりまとめについてだが、財務会計システムは、各職員は自分の所属課の予算要求内容のみ閲覧できるような仕様となっているが、部長については自分の部に属する課の予算要求内容を見られるようになっている。部内でとりまとめを行うにあたり、庶務担当課にも部内の各課の予算要求の内容が確認できるよう権限を付与するので後日通知する。

実施計画調書の提出時に、配分内に達成しているか資料4-6の帳票を提出していただく。枠配分の達成状況については、締め切り後に全庁で共有したいと考えている。

最後にスケジュールだが、資料4-7のとおり。庁議決定後、今月中に職員に向けた説明会を開催し、8月上旬に実施計画調書の作成と同時に財務会計の入力ができるようにする。実施計画調書及び予算の作成期間は9月いっぱいまでとしている。

実施計画のヒアリングを実施するが、枠配分内に収まっている場合には基本的には各部の要求を尊重するが、通年分予算になっていないなど、明らかに対外的な合意が得られない予算要求については見直しをお願いすることとなる。

なお、国の制度改正などにより税収などが大幅に減額となるなど見込んでいた歳入が確保できない場合には、配分内に収まった場合でも財政課長査定等で見直しが必要となることはご了解いただきたい。

この予算編成方法とすることで、一般財源の範囲内での予算を編成することや新規事業を実施するために既存事業を優先付けし、各部長のマネジメントによる市全体の予算の最適化ができると考えている。

【意見等】

(宇野審議監)

都市計画税は一般財源だが、いわゆる目的税となっていて基本的には都市計画事業に充当していくという位置付けの中でその辺が触れられていないということについて検討をお

願いしたい。

資料4の市税等の歳入の増加が見込めない状況と記載されているが、川口市の状況では 実際には税収増ということを新聞報道等で見たが、朝霞市としてはどのようにとらえてい るのか。

(担当課 玄順財政課長)

税収については令和3年度当初予算については7億円の減収と見込んでいた。

その分は普通交付税や財政調整基金が同程度来るということで予算が組めた状況である。

現状としては扶助費の自然増があり、令和3年は令和2年度と比べて10億円一般財源 ベースで増えている状況。扶助費が前年度より10億円増えているので財政調整基金を1 1億円取り崩している。今までも税収増については扶助費の自然増で相殺されていた。

人口増で税収が増えたとしても、扶助費は減らない状況であり、朝霞市の財政が厳しい 理由と考えている。

(字野審議監)

市税については増加を見込んでいるのかを聞きたい。総額ではなく、市税の状況を聞きたい。

(担当課 玄順財政課長)

調定ベースでは当初予算より3億円の程度増えるが、昨年の当初予算と比べると4億円減となる。

朝霞市は人口増により市税・固定資産税は増と見込んでいる。

(三田福祉部長)

資料4-3の数字と資料4-8の枠配分の数字はすでに連動しているのか。

(担当課 玄順財政課長)

除外項目の数字は、令和3年度の予算ベースとしている。

新規拡充の額について、令和3年度は2億8千万円だったが、令和4年度は3億円と見込んでいるのでその差額分が配分に影響している。

(三田福祉部長)

資料4-3について、4市で負担金を出しているもの等、福祉部として除外項目に入っていないといけないものがある。

また要領についてだが、歳入を増やさないといけないので要領に利用料や参加費等の部分についても示してほしい。

(担当課 玄順財政課長)

除外項目だが、人件費、扶助費、公債費や一部事務組合負担金、社協・公社の補助金、特別会計繰出金の法定部分について抜き出している。除外項目を増やせば増やすほど、各部への配分が減ってくる。除外項目についても、令和3年度はこれで進めていくが、今後については検討していく。扶助費については、各課に調査をしている。要領については歳入の記載について考えていく。

(三田福祉部長)

考え方はわかるが、例えば4市負担金と同規模の朝霞地区福祉会などは扶助費と変わら

ないと思う。

また公債費について、例えば4年度に公債費を利用して事業を行った場合、翌年にその 部内で賄うということでよろしいか。

(担当課 玄順財政課長)

公債費については、新しい公債費のみ各部の配分から引くというのは難しいため、始めから除外する。財政課として、超過する額以上の地方債は借り入れをしないよう考えている。今のところその部ごとの公債費にするとは考えていない。

枠配分の除外項目については4市で決まっているものを減らすのは難しいというのは理解している。検討し、一部事務組合は除外するということとなった。

(宮村市長公室長)

一部事務組合と朝霞地区福祉会は違う考えでいくということか。

(担当課 玄順財政課長)

一部事務組合等について人件費に係る経費が多いというところを考えた。また社会福祉 協議会や公社への補助金も正規職員の人件費と同じという考え方で整理している。

人件費なのか事業費なのかで判断している。

(宮村市長公室長)

納得できる基準が必要である。

(宇野審議監)

都市計画税については都市計画法に基づく都市計画事業に充てるというのが明確に決まっている。枠配分と都市計画税の関係がわからないが今後についての考えを教えてほしい。 (担当課 玄順財政課長)

都市計画税は一般財源ですが、今まで通り都市計画事業費に充てていることを対外的な 資料で明示していく。

(毛利危機管理監)

枠内に収まらない場合は部長間で調整するという考えで良いか。

(担当課 玄順財政課長)

部長間でマネジメントしていただきたいということで説明に入れた。

(田中上下水道部次長)

資料4-8の令和4年度地方債償予定額だが、上下水道部の分が載っていない。雨水については一般財源で負担する原則があるので償還額は枠に入れてもらう必要がある。

(担当課 玄順財政課長)

下水道の繰出金については国保や介護と同じく法定部分なので除外項目だったが、入っていない状態。赤字補填分等は新規拡充をあげていただく。資料4-3を改めて修正する必要がある。

(宮村市長公室長)

先ほどの福祉部長の件と下水道の件は調整すること。

(笠間都市建設部長)

新規拡充についてだが、例えば橋梁の工事などあるが工事は調査・設計・工事と別れており、どこまでが新規拡充に当たるのか。

一番お金がかかるのは工事の段階であって、工事は新規拡充でなく部の枠内となると他 の事業を行うことが出来なくなる。取り扱いを教えていただきたい。

(事務局 関口次長)

次年度以降のものについては、新規拡充の枠で検討する。

(宮村市長公室長)

非常に厳しいことを言っているが、そうやっていかないと市の財政が破綻してしまうため、部のトップとして考えていただきたい。

(清水市民環境部長)

市民に対するアナウンスはどうするのか。

(宮村市長公室長)

市としては枠配分でやるという方針なので、今後どうアナウンスしていくかは今後検討する。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】